

三菱自動車LSC・Diaカード 年会費のご案内

(税込)

	一般カード	ゴールドカード
本人会員	初年度無料 2年目以降1,375円	11,000円
家族会員	1名につき440円 （本人会員と同時に申込みの 場合に限り、初年度無料）	1名無料 2人目から1名につき 1,100円

2025年12月9日改定

三菱自動車LSC・Diaカード会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)ならびに三菱自動車ライフ・サービス・プランセンター(以下「LSC」という。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が提携して発行するもので、カードの名称は、「三菱自動車LSC・Diaカード」(以下「本カード」という。)とします。

第2条(入会方法)

- 申込者は、三菱自動車ならびにLSCおよび三菱UFJニコス(以下一括して「三社」という。)が定める本特約ならびに別途三菱自動車が定める三菱自動車ポイントバックシステム規定(以下「ポイントバックシステム規定」という。)および三菱UFJニコスが定める個人会員規約を承認のうえ、三社に入会を申込むものとします。
- 本カードの会員(以下「当会員」という。)は、三菱自動車ならびにその関連会社の役員、社員、定年退職者およびその家族のうち、三社が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格(以下「三菱自動車LSC・Dia カード会員資格」という。)と三菱UFJニコスの会員資格を有するものとします。
- 三菱UFJニコスは、当会員に対し本カードを貸与します。

第3条(特典およびサービスの利用)

- 当会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。ただし、三菱UFJニコスが行う「グローバルポイント」は、本カードでは利用することはできません。
- 当会員は、ポイントバックシステム規定に基づく特典または三菱自動車が定める特典およびサービスを受ける場合、三菱自動車所定の方

法でその提供を受けるものとします。又、三菱自動車乗用車系特約販売会社のうち、本カード加盟店(以下「三菱自動車販売会社」という。)が提供する特典およびサービスを受ける場合、当該三菱自動車販売会社所定の方法でその提供を受けるものとします。

3. 当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、ポイントバックシステム規定第17条および18条の規定を適用します。
4. 当会員は、LSCが提供する割引特典を受ける場合、LSC所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(本カードによる車両購入)

当会員は、一部の三菱自動車販売会社において、本カードによる車両購入に際して、その全部または一部の信用販売を受けられないことを承認します。

第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

1. LSCが提携カード会社より、当会員および申込者(以下併せて「当会員等」という。)の個人情報(本項①に定めるものをいう。)の提出を受け、必要な個人情報保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

①当会員は、LSCが以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集・保有することに同意するものとします。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項

ロ. 入会および退会にかかる情報(理由を除く。)

ハ. 本カード会員番号並びに有効期限

二. 本カード付帯サービス利用について知り得た情報

②当会員等は、LSCより三菱UFJニコスが以下の個人情報の提供を受けて確認・収集・保有し、三菱UFJニコス会員管理のために利用することに同意するものとします。

イ. 申込書および変更届の記載事項、不備事項、在籍情報

ロ. 退職および異動にかかる情報

③当会員は、LSCが収集・保有する本条①の個人情報を以下の目的のために利用することに同意するものとします。

イ. 当会員が、LSCの提供する福利厚生サービスを受ける場合

ロ. LSCが、本カードの会員加入状況を調査する場合

④LSCの業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、本件個人情報を当該業務委託先に提供すること。

2. 当会員は、LSCに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することが出来ます。なお、開示を求める場合には、末尾記載のLSC相談窓口に連絡するものとし、LSCは所定の方法で開示するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合にはLSCはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(当会員資格の喪失)

1. 三菱自動車またはLSCは、当会員が次の事項のいずれかに該当し、三菱自動車LSC・Diaカード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず三菱自動車LSC・Diaカード会員資格を喪失させることができるものとします。なお、本人会員が三菱自動車LSC・Diaカード会員資格を喪失した場合は、その家族

会員も三菱自動車LSC・Dia カード会員資格を喪失するものとします。ただし、このことによってLSC会員資格を喪失するものではありません。

- ①当会員がポイントバックシステム規定に違反した場合。
 - ②当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社の提供する特典およびサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。
 - ③当会員が中途退職などの理由で第2条第2項の対象に該当しなくなった場合。
2. 前項により当会員が三菱自動車LSC・Dia カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該当会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 当会員が三菱UFJニコスの会員資格を喪失した場合は、三菱自動車 LSC・Dia カード会員資格も喪失するものとします。
4. 三菱自動車またはLSCもしくは三菱UFJニコスが本カードの返還を求めたときは、当会員は返還を求められた本カードを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第7条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約が適用されるものとします。

【三菱自動車LSCへの個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口】

三菱自動車ライフ・サービス・プランセンター(三菱自動車＆三菱自工労組)

03-6852-2756・03-3453-1215

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝休)